

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：29件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（B）メカシール水戻り圧力調整弁において、グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	D	
2	1号機	原子炉給水ポンプ（C）ポンプ反カップリング側メカシール水戻り出口手動弁の配管接続部において、リーク（1滴/3秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	格納容器冷却（A・B）ポンプ入口弁または最小流量弁のシートパスの可能性が認められたため、調査及び当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	復水脱塩装置出入口電導度記録計のチャート交換時、チャートの入れ間違いが認められたため、是正及び対応検討	C	
5	1号機	1・2号機所内ボイラ給水タンク凝縮水戻り連絡配管（2号機側）において、腐食によるピンホールが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	1号機	気体廃棄物処理系再結合器（B）入口温度指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
7	2号機	所内ボイラ蒸気ヘッド圧力記録計において、指示不良（現場指示値より高目）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉建屋1階西側壁面窒素供給配管貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・補修	D	
9	2号機	残留熱除去系ポンプ（A）廻りの潤滑油配管において、フランジ部（3箇所）に油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	炉心スプレイポンプ（A・B）入口圧力計の指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
11	2号機	原子炉建屋地下1階高圧注水ポンプ室南側上部の配管貫通部より、降雨時に地下水の流入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	2号機	原子炉建屋地下1階高圧注水ポンプ廻りの堰において、堰外に水の滲みが認められたため、当該堰を点検・修理	D	
13	3号機	非常用ディーゼル発電機（3A）室油ドレンファンネルにおいて、側面のコーキングに剥がれが認められたため、当該部を補修	D	
14	3号機	屋外立坑（2箇所）の換気扇において、ルーバの外れ等が認められたため、当該ルーバを取付	D	
15	3号機	屋外海水配管ダクト排水用サンプポンプにおいて、モータのファンカバー及び電源ケーブル箱に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	3号機	屋外海水配管ダクト排水用サンプポンプ廻りの弁において、操作ハンドル及び配管フランジ部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	3号機	屋外海水配管ダクト排水用サンプポンプにおいて、軸受カバー及びカップリング部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	タービン建屋換気空調系運転階排気ファン入口流量計において、指示不良（ゼロを指示）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
19	4号機	制御棒（26-11）1ノッチ挿入・引抜き定例試験時、1ノッチ挿入操作でラッチしない事象が認められたため、対応検討	D	
20	4号機	制御棒（18-19）1ノッチ挿入・引抜き定例試験時、1ノッチ挿入操作でラッチしない事象が認められたため、対応検討	D	
21	4号機	復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔出口電導度指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
22	4号機	超高压開閉所OFケーブル被覆温度記録計において、打点不良（打点色にズレ）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
23	5号機	活性炭ホールドアップ建屋機器ドレンサンプポンプ（A）において、吐出逆止弁の動作不良（開固着）による逆転事象が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	5号機	所内ボイラ室南側扉において、破損（変形）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
25	5号機	待機中の主空気抽出器（B）第2段作動蒸気入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）自動運転中において、洗浄用ボール循環ポンプの吸込圧力及び吐出圧力の低下が認められたため、当該吸込配管を点検・清掃	D	
27	6号機	タービン建屋2階送風機（A）において、出口ダンパの不良によるファンの逆転が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
28	6号機	タービン建屋2階送風機（B）において、出口ダンパの不良によるファンの逆転が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
29	集中環境施設	廃棄物処理系造粒固化体貯槽監視装置制御盤において、警報窓の破損（3箇所）が認められたため、当該警報窓を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで